

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立陶鎔小学校
校長名 中野 智彦 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間性豊かで、主体性に富み、たくましく未来を拓く児童を育成するために、次の3点を学校教育目標とし、令和8年度は「思いやりのある子」を重点とする。

○よく考える子 ◎思いやりのある子 ○たくましい子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 個に応じた指導を一層推進し、児童一人ひとりの基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、確かな学力の育成を図る。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」を充実させ、思考力、判断力、表現力等を育成する指導を行う。
- ③ 教科横断的な学習を充実し、言語能力、情報活用能力、問題解決能力等を育成する。「思いやりのある子」(重点目標)の育成のために

○イ 豊かな心の育成

- ① 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育や体験活動、多様な表現活動等を通して、思いやりの心を持ち、互いに向上し合える豊かな心をもった集団を育成する。
- ② 自己肯定感、自己有用感、規範意識を高められる温かな人間関係を育成する支持的風土の醸成をめざす。

ウ 健やかな体の育成

- ① 運動に親しみ、健康の保持増進、体力向上への関心を高める指導を計画的、継続的に行う。
- ② 楽しく明るい生活を送る態度を育成するために、安全教育を推進する。
- ③ 家庭・地域、学校医や学校薬剤師、関係諸機関等と連携し地域全体で健全育成を行う素地をつくる。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、児童が安心して登校できるよう、環境整備や一人ひとりの状況に応じた社会自立に向けて必要な支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。また、迅速な初期対応と関係者への確実な情報共有を組織的に行うよう徹底する。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき以下の事を行う。

- ① 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を計画的に実践し、互いに認め合う共生社会への実践力を養う。
- ② 特別支援教室の巡回校として拠点校との連携を図る。
- ③ 児童理解に努め、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を重点的に行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【檜原中学校グループ(陶鎔小、檜原小)】

義務教育修了時に「自己の夢の実現に向け、社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる生徒」を育成するため、9年間を見通した心身の発達に応じたきめ細かな指導体制を確立し、学力向上と、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざす授業改善をしていくために、令和6年度より実施している校内研究の主題「児童が主体的に学びに向かうための望ましい支援の在り方～児童の実態に応じた、効果的な学習指導を通して～」を継続、発展させ、よりよい授業をめざす。
- ② 八王子市学力定着度調査をはじめとする各種学力調査等の結果から正答率の低かった問題について、学校としての指導上の課題を踏まえ、各教科の指導方法の改善に取り組む。
- ③ 児童の発達段階や教科の特性を踏まえ、1人1台の学習用端末を用い、ICT活用の特性を活かした個別最適な学び及び協働的な学びの一体的な実現に向け、教員研修を開催するとともに、授業実践を公開する。
- ④ 体育科の授業改善を中心に、鉄棒（9月）・持久走（12月）・縄跳び（1月）の取組を推進し、休み時間等も外で遊ぶ習慣を学校全体で取り組み、体力の向上への意欲を高める。
- ⑤ 学習活動全般を通し学校図書館の活用を充実させ、児童に「読む・調べる」の習慣を身に付けるようにすることで、言語能力の向上を図り、自分の言葉で表現する力を育成する。
- ⑥ 高学年は中学校教育への円滑な接続や多面的・多角的な児童理解の促進のため、専門性の高い教科「社会科」と「理科」等について教科担任制を実施する。また、その旨を学校運営協議会での承認の下、学校だよりや一斉メールにて児童・保護者・地域に周知する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域の教育資源や学校農園を活かすとともに、SDGsを意識した体験的な学習を通して、「環境」「地域理解」「伝統・文化」「福祉」「キャリア」についての探究的な学習を充実させ、自ら課題を見付け、よりよく解決していく資質・能力を育成する。
- ② 保護者や地域の人材が参画した「地域から学ぶ」身近な郷土学習（第4学年『川口川の学習』、第6学年『華道体験』など）を通し、本物に触れる喜びや地域への誇りと愛情を深め、地域や社会の一員としての自己の生き方を考えられるようにする。

ウ 特別活動

- ① よりよい人間関係の形成、集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に向け、学級活動クラブ活動・児童会活動において、それぞれの役割を果たし、協働し課題を解決することを通して、集団の一員としての自覚を高め、所属意識、自己有用感を高めるようにする。
- ② 児童による自主的・実践的な活動を特に重点として促し、集団宿泊の行事ではより充実したものにするために、事前学習から児童自身が集団生活の在り方や充実について考えられるように指導し、主体的で実践的な態度を養う。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 自他を尊重し、協働して物事の解決に向かう態度を育てるために、考え、議論する中で児童が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える授業を実践し、学級においても支持的風土のある安心して力を発揮できる場にする。
- ② 学校重点目標「思いやりのある子の育成」をめざし、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点内容項目とし、道徳教育全体計画及び別葉に基づいて指導し児童の道徳性を養う。
- ③ 「八王子市ののちの大切さを共に考える日」及び「道徳授業地区公開講座」では、講演会、協議会等を実施し、家庭・地域・学校が連携した教育を推進していく。

(3) キャリア教育

- ① 地域の人材をゲストティーチャーとして招く等、キャリア教育全体計画に基づいた指導を各学年で計画的に実施する。全学年「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、児童の特性やニーズに応じ「人の役に立つ喜び」を知り、社会人として必要な能力を培う。
- ② 檜原中学校グループが一体となり、合同で行う活動や、青少年対策地区委員会への活動について、年に3回行われる「小中一貫教育の日」において、互いの学校における児童・生徒の効果的な活動を共有し、9年間を通した活用をさらに行う。

(4) 特別支援教育

- ① 児童の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服するために、特別支援校内委員会を核とした校内支援体制を確立し、一人ひとりの発達の状態や課題に対応したインクルーシブな教育を推進する指導方法を協議する。また、特別支援教室の巡回指導教員や特別支援教育専門員・巡回相談心理士との連携を深め、特別支援教育の方法について研修を重ね、児童支援を強化する。
- ② 家庭・関係諸機関・幼稚園や保育園、中学校と連携し個別指導計画・学校生活支援シートを作成し、連絡を密にとり、連続性のある指導に繋げる。
- ③ 都立特別支援学校等と交流の内容等の打合せを確実に行之、副籍交流の一層の充実を図る。
- ④ 通常の学級とのぞみ学級の児童と、日々の授業交流やお手紙交流等を行い、障害者理解教育の推進と合理的配慮やユニバーサルデザインの視点に立った指導を工夫して理解を深める。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「陶鎔スタイル」について児童自らがその必要性について振り返り、改善していくことを促す。また、全教職員共通理解の下での生活指導、連絡会等における情報の共有化、家庭・地域と連携した指導によって、基本的な生活習慣や学習規律の定着を図る。
- ② セーフティ教室などの防犯教育、防災教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための『生命(いのち)の安全教育』を児童の発達段階に応じ推進し、判断力や知識及び技能を身に付けるようにする。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1回の「いじめ対応のための時間」により、組織的にいじめの状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐなど、学校いじめ対策委員会を核として、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② Q-Uの結果や「SOSの出し方に関する教育」を踏まえ、学校の中で相談できる大人を確保し相談できる環境づくり等、児童の支援体制を確立する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」(6月から7月)では、校長が全校集会等でSOSの出し方について講話を行う。保護者会や学校だより等を通してSNS学校ルール・情報モラルやメディアリテラシー教育について家庭における理解の促進とさらなる協力を求めていく。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 新たな不登校児童を生じさせないために、本校の児童の実態を鑑み、学習への興味関心をもち、自らすすんで学ぶことができる授業を学校として構築する。
- ② 担任が電話や訪問等で関わった内容を記録し、情報共有を図る。また、本人が安心して学校生活を送れる環境(学級はもちろん、別室指導支援教室等も含め)の整備を行い、保護者とも連携し、給食センター等も活用し、つながりを大切にする事で次につなげていく。
- ③ 個票システムを活用し、児童の実態をもとに支援ニーズを把握し、登校支援コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。

(6) 学力保障の取組(はちおうじっ子ミニマム)

ア 「はちおうじっ子ミニマム」の活用を通して、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて行う取組として、補習の設定、ドリル型学習コンテンツの活用等での学習の充実を図る。

イ 「陶鎔スタイル」に基づき、学校全体で学習規律の徹底を図り、学校運営協議会が策定した「TOYOアクション5+1」と併せて家庭に周知し、家庭学習の習慣を身に付けさせる。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組【**檜原中学校グループ(檜原小・陶鎔小)**】

(取組1) 地域に生きる子どもたちの義務教育9年間の発達・成長を見通し、檜原中学校グループとして、檜原小・陶鎔小と合同で行う取組を強化し、授業体験、部活動体験、生徒会による小学校訪問等を通して、中学生に対する憧れを促し、思いやりの気持ちや自己有用感を育成する。

○(取組2) 各学期に1回の合同研修会・授業研究・協議会等を通して、ICT活用・生徒理解・学習指導(学力向上プロジェクトチーム)・生活指導・体力向上等での系統的・継続的な教育活動を行う。

(取組3) 学校生活支援シート及び個別指導計画を活用した小中学校間における情報共有の連携を図る。

(取組4) 中学生の小学校行事ボランティア、地域の青年対策地区委員会主催「檜原ふれあいフェスタ」などにも積極的に参画できるように、学校として働き掛けをし、児童・生徒の活動を支えて促していく。

イ その他

① 義務教育9年間を見通したICT活用計画(八王子市版情報活用能力系統表)に基づき、低学年から確実にICT活用能力を養うとともに「情報リテラシー」を学ばせる。

② 華道家を招へいし、体験的鑑賞教育を継続して実施するなど「陶鎔小学校2020レガシー」として、我が国・郷土の文化やよさを学ぶ機会を設ける。

③ 「保・幼・小連携の日」に各機関の代表者が集まり、保・幼・小架け橋期カリキュラムについて協議する。また「保・幼・小連携」として、低学年と園児との交流を3学期に設定する。

④ 地域の町会が主催する行事(祭りやマルシェ)の企画等に児童が参画できるように学校運営協議会でも協議し、PTAやおやじの会と連携して取り組む。また、地域への参画についても通知表にも記載する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	13	2	19	21	19	19	15	18	17	200
2	18	18	22	13	2	19	21	19	19	15	18	17	201
3	18	18	22	13	2	19	21	19	19	15	18	17	201
4	18	18	22	13	2	19	21	19	19	15	18	17	201
5	18	18	22	15	2	19	21	19	19	15	18	18	204
6	18	18	22	13	2	19	21	19	19	15	18	17	201
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年、入学式が4月8日ため4月に1日減。 ・第1学年から第4学年は卒業式に出席しないため3月に1日減。 ・第6学年、修了式に出席しないため3月に1日減。 ・7月21日(火)から8月27日(木)までを夏季休業日とする。 ・第5学年、7月23日(木)から24日(金)八ヶ岳移動教室は授業日のため2日増。 ・都民の日10月1日(木)は授業日とする。 ・開校記念日5月20日(水)は授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	3	3	3	3	3	3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		32 2/3	33 2/3	37 2/3	37 2/3	53 2/3	65 2/3
学級・学年裁量の時間		19	10	13 2/3	11 2/3	17 2/3	6 1/3

イ 1 単位時間

- ・1単位時間は45分間とする。
- ・クラブ活動は第4学年以上で実施し1回で60分間行う。12回で約16単位を確保した。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・第4学年以上は、クラブ・委員会のない月曜日・火曜日に6校時授業を11回実施する。(4月20日、5月18日、7月6日、9月7日、9月14日、10月26日、11月30日、12月14日、12月21日、2月9日、3月8日)
- ・第4学年以上は、会議のない水曜日に6時間授業を3回実施する。(12月16日、2月24日、3月17日)
- ・5月7日(木)19日(火)は5校時後に運動会係活動のため第6学年を増加時数2とする。
- ・2月1日(月)15日(月)はクラブ見学のため第3学年を増加時数2 2/3とする。
- ・2月17日(水)小中一貫教育の日は本校6校時を公開するため全学年増加時数1とする。
- ・短い時間を活用した教科等指導を朝学習で10分間、以下の回数で実施する。
(基本的に毎週火曜日に国語、木曜日に算数。)

第1・2学年	2学期開始	15分×36回	12	時間	(国語 5 算数 7)
第3学年	6月開始	15分×48回	16	時間	(国語 7 算数 9)
第4～6学年	4月開始	15分×57回	19	時間	(国語 9 算数 10)

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・郷土学習における調査活動を、総合的な学習の時間の年間指導計画に位置付ける。

第3学年「いきもののひみつ」	10時間
第4学年「八王子の伝統文化」	10時間
第5学年「八王子の自然」	10時間
第6学年「ハチ歴 私たちのきた道」	10時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・火曜日の放課後の15分間に「ぐんぐんタイム」(主に基礎基本の国語・算数の学習)を11回実施する。(ただし、第1学年は2学期から8回実施する。)
- ・第1学年から第3学年の補習については1回で45分間行う。
(第1学年7回、第2学年15回、第3学年19回実施予定)

カ その他

4 学校行事

月 曜 日	4	5	6	7	8	9
曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
日	日	日	日	日	日	日
行事	行事	行事	行事	行事	行事	行事
1	水	金	月	水	土	火
		遠足(3・4)		安全指導		避難訓練
2	木	土	火	木	日	水
				避難訓練		
3	金	日	水	金	月	木
		憲法記念日	安全指導			
4	土	月	木	土	火	金
		みどりの日			保・幼・小連携の日	
5	日	火	金	日	水	土
	春季休業日終	こどもの日				
6	月	水	土	月	木	日
	始業式	振替休日				
7	火	木	日	火	金	月
	入学式	安全指導				
8	水	金	月	水	土	火
	定期健康診断始	避難訓練				
9	木	土	火	木	日	水
	安全指導		水泳指導始	振替休業日(6)		
10	金	日	水	金	月	木
			小中一貫教育の日			
11	土	月	木	土	火	金
				移動教室(6)始	山の日	
12	日	火	金	日	水	土
			セーフティ教室(1・2)			
13	月	水	土	月	木	日
		八王子市学力定着度調査(4・5・6)	セーフティ教室(3・4・5・6) 避難訓練(地域) 学校公開のちの日	移動教室(6)終		
14	火	木	日	火	金	月
				振替休業日(6)		
15	水	金	月	水	土	火
	避難訓練		振替休業日			
16	木	土	火	木	日	水
				水泳指導終		
17	金	日	水	金	月	木
				終業式		
18	土	月	木	土	火	金
19	日	火	金	日	水	土
20	月	水	土	月	木	日
		開校記念日		海の日		
21	火	木	日	火	金	月
				夏季休業日始 移動教室(5)始		敬老の日
22	水	金	月	水	土	火
				移動教室(5)終		振替休日
23	木	土	火	木	日	水
	全国学力調査(6)	運動会				秋分の日
24	金	日	水	金	月	木
25	土	月	木	土	火	金
		振替休業日				
26	日	火	金	日	水	土
27	月	水	土	月	木	日
					夏季休業日終	
28	火	木	日	火	金	月
					始業式	
29	水	金	月	水	土	火
	昭和の日					
30	木	土	火	木	日	水
			定期健康診断終			
31	／	日	／	金	月	／
					安全指導	

月 曜 日	10		11		12		1		2		3	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	木	都民の日	日		火	安全指導	金	元日	月		月	
2	金	安全指導	月	安全指導	水		土		火	安全指導	火	
3	土		火	文化の日	木		日		水		水	安全指導
4	日		水		金	避難訓練	月		木	避難訓練	木	避難訓練
5	月		木		土		火		金		金	
6	火		金		日		水		土		土	
7	水	小中一貫教育の日	土	東京都教育の日	月		木	冬季休業日終	日		日	
8	木		日		火		金	始業式	月		月	
9	金		月		水	八王子市学力定着度調査(4・5・6)	土		火		火	
10	土		火		木		日		水		水	
11	日		水		金		月	成人の日	木	建国記念の日	木	
12	月	スポーツの日	木		土		火	安全指導	金	学校説明会	金	
13	火		金	音楽会	日		水		土		土	
14	水		土	音楽会	月		木	避難訓練	日		日	
15	木	避難訓練	日		火		金		月		月	
16	金		月	振替休業日	水		土		火		火	
17	土	学校公開 道徳授業地区公開講座	火		木		日		水	小中一貫教育の日	水	
18	日		水		金		月		木		木	
19	月	振替休業日	木	避難訓練	土		火		金		金	
20	火		金		日		水		土		土	
21	水		土		月		木		日		日	春分の日
22	木		日		火		金		月		月	振替休日
23	金	遠足(2)	月	勤労感謝の日	水		土	学校公開 薬物乱用防止教室(6)	火	天皇誕生日	火	
24	土		火		木		日		水		水	卒業式
25	日		水		金	終業式	月	振替休業日	木		木	修了式
26	月		木		土	冬季休業日始	火		金		金	春季休業日始
27	火		金		日		水		土		土	
28	水		土		月		木		日		日	
29	木		日		火		金		/		月	
30	金	遠足(1)	月		水		土		/		火	
31	土		/		木		日		/		水	